

静岡県公安委員会規程第11号

指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月25日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程（昭和59年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第 1 (第 5 条関係)

<p style="margin: 0;">専 門 講 師 承 認 申 請 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">静岡県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(講習受託機関名)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次の者を指定自動車教習所職員講習専門講師として承認されたく申請します。</p>				
住 所				
ふ り が な 氏 名 年 齢	年 月 日生 (歳)			
運 転 免 許 関 係	免許証番号	免許の種別	交付年月日	免許の条件
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2 (第5条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">部 外 講 師 承 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(講習受託機関名)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次の者を指定自動車教習所職員講習部外講師として承認されたく申請します。</p>				
住 所				
ふ 氏 り が な 氏 名				
年 齢	年 月 日生 (歳)			
運 転 免 許 関 係	免許証番号	免許の種別	交付年月日	免許の条件
主 と し た 経 歴				
担 当 す る 分 野				
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。